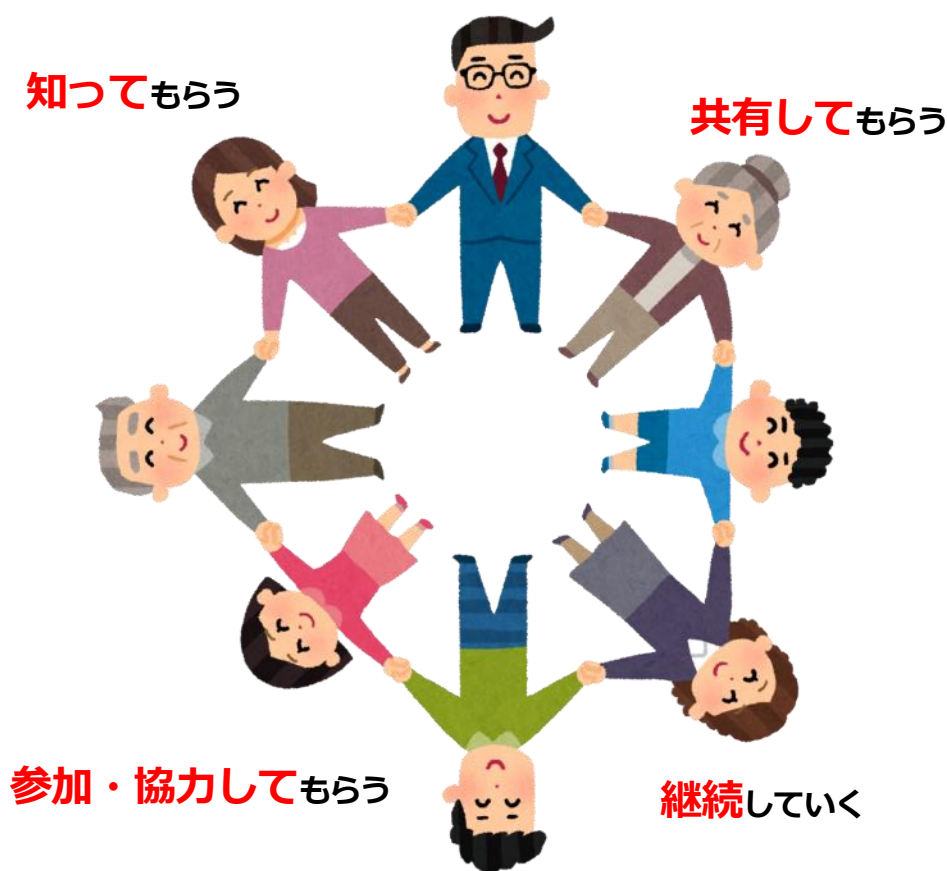


長野県版農地利用に関する 「地域計画策定・実行」と 農地中間管理事業の活用の手引き

Ver.1.1



令和5年3月30日

長野県農政部
(一社) 長野県農業会議
(公財) 長野県農業開発公社 (長野県農地中間管理機構)
J A 長野中央会
長野県土地改良事業団体連合会
(公社) 長野県農業担い手育成基金

目 次

I. はじめに	1
II. 地域計画の策定と実行のイメージ	2
III. 地域計画の進め方（例）	3
STEP 1 市町村と関係機関による推進体制の整備と合意	4
STEP 2 市町村単位での方針の話合い	7
STEP 3 市町村と関係機関による協議	18
STEP 4 工程表の作成	19
STEP 5 農地の出し手と受け手の意向確認	20
STEP 6 目標地図の素案作成	25
STEP 7 市町村と関係機関と多様な担い手による協議	26
STEP 8 協議結果のとりまとめ・公表	32
STEP 9 地域計画案の作成	32
STEP10 関係者への地域計画案の意見聴取	33
STEP11 地域計画案の公告・縦覧	34
STEP12 地域計画の策定・公告	34
STEP13 地域計画の実行	35
IV. 農地中間管理事業による農地の集積・集約	36

※ 本手引きは、市町村や農業農村支援センター職員向けに制作しております。国が作成した地域計画策定マニュアル（案）と合わせて御活用願います。

I はじめに 市町村が中心となり、皆で取り組みましょう！

これまで人・農地プランの実質化に向けて、地域での意識醸成や体制づくりにより推進してきたところですが、農業経営体や基幹的農業従事者の大幅な減少により、農地が適切に利用されなくなる危機的状況が懸念されることから、皆で改めて考えることが必要となっています。

このため、令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、地域の協議により将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画（目標地図を含む）」を市町村が定め、それを実行するべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など農地利用の最適化を進めることになりました。

法律に規定された「地域計画」を策定・実行していくことは、地域農業の将来を築くうえで重要なことです。

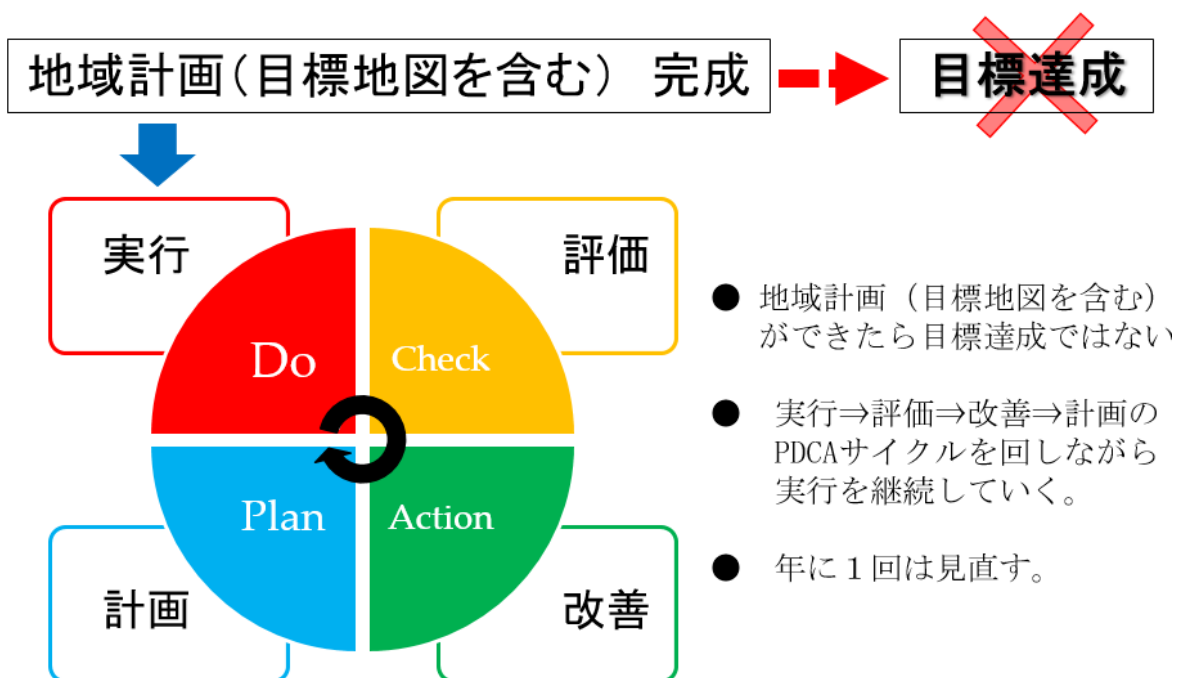
本手引きでは、国が示したマニュアルを参考として、市町村と関係機関の役割等を示し、どのような手順で地域計画を策定・実行していくのかについて、具体的な進め方を例示しています。

地域計画の策定は、地域の農業を維持・発展していくためのスタート地点です。策定した計画を実行し、評価し、改善し、再計画し、そしてまた実行、という手順を継続していく必要があります。

各地域において、本手引きを活用していただき、地域農業が将来にわたり振興されることを期待します。



地域計画の実行を継続していくイメージ



II

地域計画の策定と実行のイメージ

協議

3つの事項を関係者で**協議**しましょう！

- 1 区域における農業の将来の在り方
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- 3 その他、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

- ※ 担い手不在の地域も農地の維持を皆で考えましょう！
- ※ 産業政策と地域政策も含めて、将来を考えましょう！

地域計画を**策定・公表**しましょう！

地域計画策定・公表

地域計画

地域農業の在り方

- 農用地の集積、集約化の方針
- 農地中間管理機構の活用方針
- 基盤整備事業の取組方針
- 多様な経営体の確保・育成の取組方針
- 農作業委託の活用方針

目標地図

- 地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿
- 農業を担う者ごとに利用する農用地を定めた地図
- 出し手と受け手の意向が反映



計画の策定にあたっては、関連計画も反映すること！

- 農業経営基盤強化促進基本構想
- 農業振興地域整備計画
- その他（集落協定、地域資源保全管理構想、果樹産地構造改革計画など）

継続的に**実行**しましょう！

利用する主な施策

農地中間管理事業
中山間地域等直接支払交付金
農村型地域運営組織（農村RMO）
多面的機能支払交付金
農地中間管理機構関連農地整備事業
農業競争力強化農地整備事業
農地耕作条件改善事業 など

実行

Ⅲ 地域計画の進め方(案) 関係機関の役割を明確にする

※ゴシック体：農業経営基盤強化促進法に規定されている項目
 参集者の○は主担当機関、△副担当機関

段階	内容	取組主体
Step 1	市町村と関係機関による連携体制の合意	○市町村、農業委員会、J A、土地改良区等、農業開発公社事業所、△県現地機関 等
Step 2	市町村単位での方針の話合い	○市町村（地域計画、認定農業者、土地改良区、J A、自治会、人事課等担当）、農業委員会、県現地機関 等
Step 3	市町村と関係機関による協議	○市町村、農業委員会、J A、土地改良区等、農業開発公社事業所、県現地機関、地域の代表的な担い手やリーダー 等
Step 4	工程表の作成（令和5年2月・8月）	○市町村
Step 5	アンケート等による農地の出し手と受け手の意向確認	○農業委員会、△市町村、△J A、△土地改良区等、農業開発公社事業所、県現地機関 等
Step 6	目標地図素案の作成	○農業委員会
Step 7	市町村と関係機関と多様な担い手による協議	○市町村、△農業委員会、△J A、△土地改良区等、農業開発公社事業所、県現地機関、農業を担う多様な人・組織 等
Step 8	協議結果のとりまとめ・公表	○市町村
Step 9	地域計画の案の作成	○市町村
Step10	関係者への地域計画案の意見聴取	○市町村
Step11	地域計画案の公告・縦覧	○市町村
Step12	地域計画の策定・公告	○市町村
Step13	地域計画の実行	○集落の農業者、△市町村、△農業委員会、△J A、△土地改良区等、農業開発公社事業所、県現地機関 等

市町村と関係機関による推進体制の構築と合意

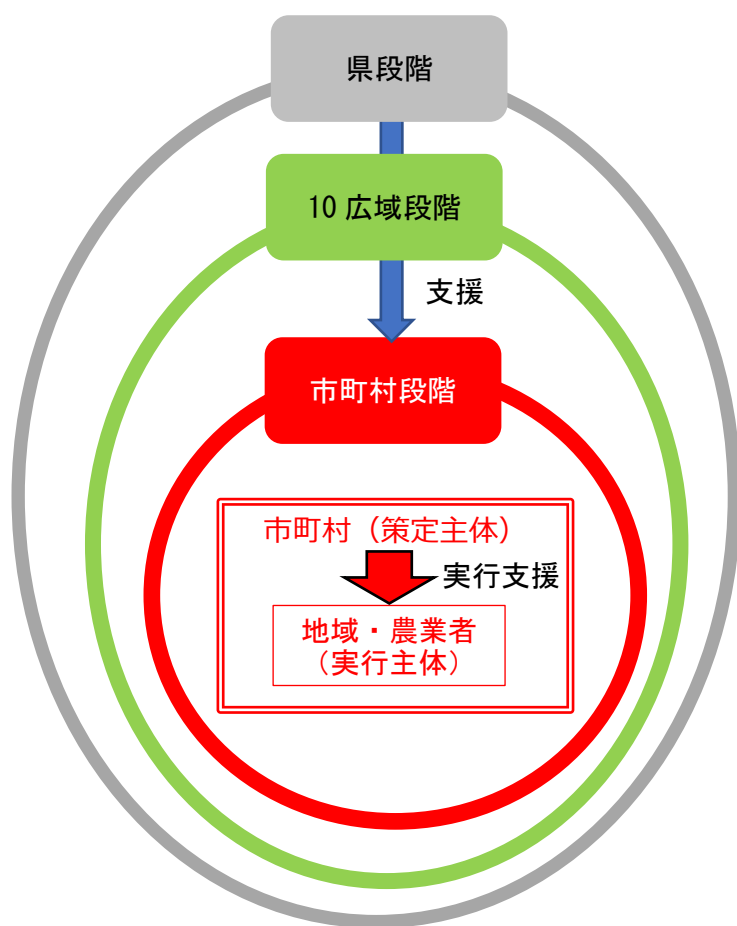


役割の明確化

地域計画の策定を進めていくためには、まず、各機関の役割を決める必要があります。

また、主担当に任せきりにせず、関係機関が連携し積極的に関わるのが重要です。市町村は、関係機関で推進体制を明文化して確認し、一体となって地域計画の策定から実行まで推進できる体制を構築しましょう。

○各段階の関係機関の推進体制のイメージ図



市町村が中心となり、関係機関が相互に補完しあって、一体となり推進

各段階の関係機関で推進体制を構築

県段階
県農政部、長野県農業会議、 長野県農業開発公社、JA 長野中央会、 長野県土地改良事業団体連合会、 長野県農業担い手育成基金、 長野県農業再生協議会担い手農地部会
10 広域段階
県農業農村支援センター 地域振興局農地整備課、関係課 農業開発公社事業所、JA 本所
市町村段階
市町村、農業委員会、 JA 支所、土地改良区等、 農業開発公社事業所、 県現地支援チーム（農業農村支援センター、地域振興局農地整備課） など

○市町村と関係機関の役割とその主な取組内容

【市町村】

役 割	主な取組内容
・ 地域計画の策定事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程表作成・公表 ・ 地域計画の範囲の設定 ・ 地域計画の案の取りまとめと公告、地域計画の策定と公告、随時見直し ・ 基本構想の変更事務手続き ・ 基本構想の関係機関への周知 等
・ マネージメント（総括）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗状況を県現地支援チームと共有 ・ 市町村段階の各種計画・協定の把握 ・ 協議の場での各種計画との調整 ・ 庁内関係部局（農政部局、農業委員会事務局、基盤整備部局等）による連携会議の開催 ・ 市町村と関係機関との定期的な情報交換会の開催 等
・ 対象地区（集落等）の協議の場の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート等意向把握の実施と取りまとめ ・ 協議の場の開催と進行 ・ コーディネーターの派遣 ・ 新規就農者や後継者などの情報提供 等
・ 実行に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区（集落等）の継続した協議の場の開催と進行 ・ 各種研修会、説明会等の開催 ・ 新規就農者、企業法人の誘致 ・ 補助事業等による支援 等

※取組内容は例ですので、各地域の実態に応じて柔軟に設定しましょう

【農業委員会】

役 割	主な取組内容
・ 地域計画の策定事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者や後継者等の情報収集 ・ 遊休農地、所有者不明農地の把握、情報提供 ・ 目標地図の素案作成 ・ 促進計画の作成要請 等
・ マネージメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と関係機関への情報提供 ・ 市町村と関係機関との定期的な情報交換会への参加 等
・ 対象地区（集落等）の協議の場の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート等意向把握の取りまとめ ・ 農家へ協議の場への参加などの働き掛け ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員の協議の場への派遣 ・ 協議の場での助言と積極的主導 ・ 担い手などの情報提供
・ 実行に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区（集落等）の継続した協議の場への参加 ・ 各種研修会、説明会等への参加 ・ 新規就農者の誘致 ・ 農地利用の最適化に係る調整活動 等

※取組内容は例ですので、各地域の実態に応じて柔軟に設定しましょう

【JA支所】

役 割	主な取組内容
・ マネージメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ JA地域農業振興ビジョンとの調整 ・ 市町村と関係機関への情報提供 ・ 市町村と関係機関との定期的な情報交換会への参加 等
・ 対象地区（集落等）の協議の場の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート等意向把握の取りまとめ ・ 組合員へ協議の場への参加などの働き掛け ・ 協議の場での助言と積極的主導 ・ 担い手などの情報提供
・ 実行に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区（集落等）の継続した協議の場への参加 ・ 各種研修会、説明会等への参加 ・ 組合員からの農地相談 ・ 新規就農者の誘致 ・ 終期を迎えた農地利用集積円滑事業の農地中間管理事業への移行 ・ 作業受託 ・ JA出資法人による農業経営 等

※取組内容は例ですので、各地域の実態に応じて柔軟に設定しましょう

【土地改良区等】

役 割	主な取組内容
・ マネージメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と関係機関への情報提供 ・ 市町村と関係機関との定期的な情報交換会への参加 等
・ 対象地区（集落等）の協議の場の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員へ協議の場への参加などの働き掛け ・ 協議の場での助言 ・ 担い手などの情報提供
・ 実行に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区（集落等）の継続した協議の場への参加 ・ 各種研修会、説明会等への参加 ・ 基盤整備に係る意向の把握 ・ 基盤整備に係る水回し等の水管理調整活動 ・ 土地改良施設の保全活動 ・ 用水等の維持管理に係る意識醸成 等

※取組内容は例ですので、各地域の実態に応じて柔軟に設定しましょう

【（公社）長野県農業開発公社事業所】

役 割	主な取組内容
・ マネージメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村関係機関への情報提供 ・ 市町村関係機関との連携に係る活動方針の調整 等
・ 対象地区（集落等）の協議の場の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議の場での助言 ・ 他地域の担い手などの情報提供 ・ 農地中間管理事業及び関連事業のPR 等
・ 実行に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区（集落等）の協議の場への参加 ・ 関係事業の活用に係る指導 ・ 各種研修会、説明会等への参加 ・ 農地中間管理事業の実施 ・ 市町村間の受け手の情報収集・意向把握、市町村への情報提供 ・ 市町村を跨いだ集積・集約化の調整活動 等

※取組内容は例ですので、各地域の実態に応じて柔軟に設定しましょう



市町村方針案の決定

話し合いの前段階として、市町村の基本構想や国土利用計画（土地利用計画）や各種計画等を踏まえ、市町村全体として地域計画をどのような方針案で進めていくか、市町村と関係機関とで話し合ひましょう。

【主催】

市町村（地域計画担当部局）

【参集範囲】

市町村（認定農業者、土地改良区、J A、自治会、人事課等の担当部局）、農業委員会、県現地機関（県現地支援チーム）

【実施手法】

市町村の庁内で関係する所属等を集め、まず、農地利用に関する地域計画の作成が求められていることを説明します。その内容に基づき、それぞれの機関や団体が関連するものとして何をやっているか、どのようになっているか、今回の地域計画づくりに生かすことができなから、話し合ひ、なるべくダブらないように役割を決めます。その後、これまで実質化してきた人・農地プランや農業政策にかかわる図面のほか、国土利用計画や農業委員会の持つ現況地図等を参考に、市町村全体としての方針案を話し合ひましょう。

<確認すること>

- ・類似した取組や地元住民を集める会議、重複がないか、関係する団体と意見交換し確認。
- ・市町村の土地利用計画の農業地域の範囲と、地域計画の区域の範囲が概ね一致しているか。（策定範囲の確認）
- ・地域計画の区域が、市町村が設定した他の計画の推進に支障がないか。
- ・計画内の主要な担い手の現在の耕作範囲と見込みはどのような状況か。
- ・イメージ醸成フロー（次ページ参照）で整理すると、市町村内はどのような色分けができるのか。

<方針の設定>

これまでの人・農地プランや市町村の土地利用計画ほか土地に係る計画を踏まえたうえで、方針案を定める。

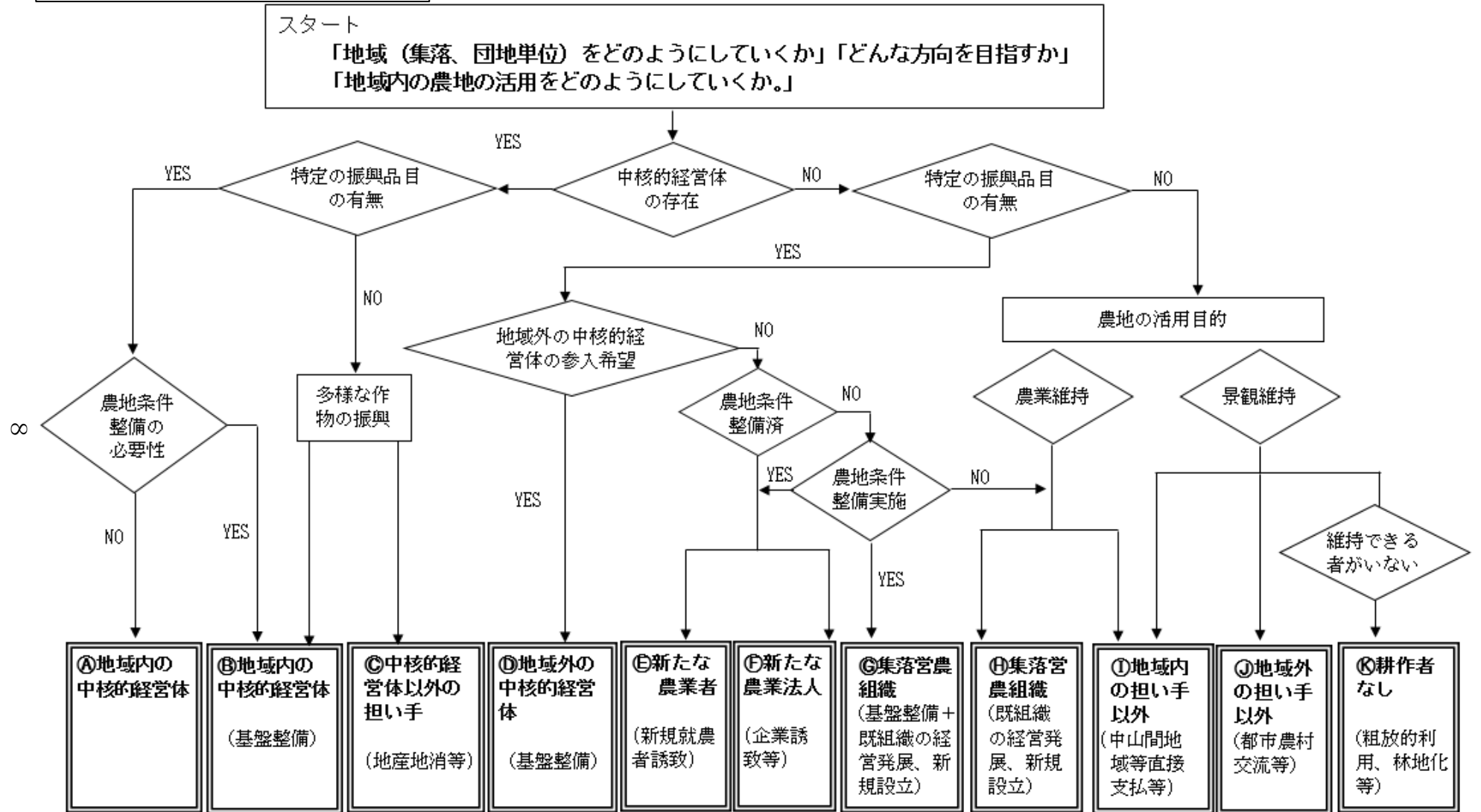
地域計画の実行イメージの醸成

地域計画では、地域全体で方針等を共有し実行イメージを醸成していくことが重要です。

特に、担い手のいない地域では、どのような手法や対策がとれるのか、イメージ醸成フローを参考にしてください。

本フローはあくまで実行のイメージができない地域で検討していただくための補助手段ですので、必ずしもフローどおりの計画を定める必要はなく、地域の実情に合わせて、方向性を定めていただければよいと考えています。

イメージ醸成フロー（例）



イメージ醸成フローの対象者

対象者区分			対象者の説明	イメージ醸成フローの対象者										
				A	B	C	D	E	F	G H	I	J	K	
担 い 手	中 核 的 経 営 体	個人経営体	認定農業者等の地域農業生産の中核を担っている個人農家	○	○		●	●		○	△	△	△	
		団体経営体	認定農業者の農業法人や集落営農組織等の地域農業生産の中核を担っている団体経営体	○	○		●		●	○	△	△	△	
	中 核 以 外 の 経 営 体	準主業農家等 (半農半X)	農外所得が主である個人農家 (農業が生活の基礎となり、それ以外の収入を得ている者)								○	○	△	△
		団体経営体	主業以外で農業を営んでいる農業法人や集落営農組織等の団体経営体								○	△	△	△
そ の 他	土地持ち非農家 (自給自足者を含む)		農業で収入をほとんど得ていない者								○	○	△	△
	都市住民		農業は行っていないが、地域活動に貢献している者										●	
	各種事業組織		中山間地域等直接支払等を受けている地域団体									○		

○地域内該当者

●地域外該当者

△関与者

⑧⑨地域内外の担い手が基盤整備された農地を活用する場合の参考事例

2

農業委員会が地域をまとめ、基盤整備事業と集積集約を推進

〔農業委員会名：長野市農業委員会〕（長野県長野市） <https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/nougyou/>

ポイント

- 長野市農業委員会の管内にある綿内東町地区は、県内有数のりんごの産地であったが、高齢化により果樹農家の減少が見られ、平成29年6月時点で約7.9 haの遊休農地が発生していた。
- そこで、地元の農業委員は、農家負担がゼロである「農地中間管理機構関連農地整備事業」の導入を目的に、平成30年12月に準備委員会を設置し、地区内の4集落の全住民を対象に、基盤整備事業の目的や意図について何度も説明し、説得にあたった。
- 上記の取組の結果、地域住民の合意形成に成功し、平成31年4月に事業が採択された。令和2年10月より着工され、山新田工区は令和4年4月、清水工区は令和5年4月に完了予定。
- 本事業の導入により、綿内東町地区内（山新田工区、清水工区）の遊休農地7.9haが再生され、生産性と収益性の高い果樹団地が形成された。

遊休農地等の解消データ

- ①解消農地の地目 及び 面積：樹園地(7.9ha)
- ②農業地域類型：平地農業地域
- ③遊休農地の区分：1号遊休農地
- ④遊休農地の解消時期：令和5年4月
(注：基盤整備事業完了予定時期)
- ⑤解消パターン：農地バンクによる貸付け
- ⑥解消手法：基盤整備の実施
- ⑦農業委員会の役割：農業委員による基盤整備導入に係る合意形成

農業委員会の地区内データ

農業委員会の管内	取組前	取組後
総農地面積	15.1ha	16.2ha
遊休農地の総面積	7.9ha	0ha

注) 取組前：平成29年6月時点、取組後：令和3年3月時点

新たな耕作者

所有者自身 管内の担い手 集落営農等 新規就農 企業参入

営農上の特徴

6次産業化 有機栽培 高付加価値化 その他

遊休農地解消前後の様子

解消前



傾斜地に位置する樹園地で、狭小な区画と石垣が支障となり防除機械の安全な走行が困難

解消後



不規則に入り組んだ園地を区画拡大し段差解消、勾配修正、農道及び畑灌施設の整備により営農の効率化を図る

現況：普通樹(成木)栽培



計画：高密植栽培・新わい化栽培



地権者による換地区画同意調印会（写真中央が実行委員会事務局長）

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺地域内外の農業法人等が農地を活用する場合の参考事例

① 地元企業が立ち上げた農業法人へ集積した事例

農地中間管理事業と基盤整備事業を活用して、企業が立ち上げた農業法人へ農地集積を図り、農地を有効活用(長野県富士見町大平地区)

法人化

基盤整備
の活用

機構
の活用

地域の概要

耕地面積22.5ha、農家数32戸、農家の平均年齢69歳、水稲中心の個別経営が多く、耕作者が年々高齢化し、一部の農地において遊休化が始まっている。中間農業地域。

取組の成果

- 担い手への集積率
基盤整備実施地区:0%[取組前(H24)]→87%[取組後(H28)](地区全体の集積率47%)
- 農地中間管理事業と基盤整備事業を活用し、再整備した農地を企業が設立した農業法人へ集積し、生食トマトや加工野菜を生産。

長野県富士見町



〈人・農地プラン基礎データ〉
作成予定地域数:1
作成済地域数:1
27年度見直し地域数:1

取組のポイント

企業が新たに農業法人を立上げ農地を集積

高齢化により一部の農地の遊休化が始まっている当該地域の有効活用を図るべく、機構を活用した人・農地プランについて話し合いを重ねた。話し合いの結果、農地を支える担い手として、**地区内に工場を持つ加工食品企業と地元企業による農業法人を立ち上げることとなり、農地を再整備し、利用価値、資産価値を高めた上で、当該農業法人に集積することを決定した。**当該農業法人は、地域の雇用創出にも貢献している。

農地の貸借期間調整

貸借期間について農地の出し手ごとに意見が異なり、調整作業に手間取ったが、**農地返却時の復旧図と確約書を作成し、見える化を図るという手法を採ることによって、最終的には10年～30年の幅で個別に貸借期間を設定し、話し合いがまとまった。**また、話し合いを重ねることで、新たな企業経営体の信用度が高まり、営農計画の精度も高まった。



当該農業法人が導入している溶液栽培

② 地区外から企業等を誘致し、農地集積を図った事例

地区外からの参入企業に農地集積を図ることで、担い手を確保するとともに
あなみずまち しかがみ
 荒廃農地の発生・拡大を防止(石川県穴水町鹿上地区)

企業
 参入

機構
 の活用

地域の概要

高齢化により、中山間地域等直接支払制度などの取り組みが困難になるとともに、**地区内の担い手不足や荒廃農地の発生が深刻化。**

石川県穴水町

〈人・農地プラン基礎データ〉
 作成予定地域数: 42
 作成済地域数: 42
 27年度見直し地域数: 11

取組の成果

- 地区外からの参入企業((株)スギヨファーム)を中心経営体として位置づけ農地を集積
- 担い手への集積率:[取組前]14%(3.8ha)⇒[取組後]66%(17.8ha)

取組のポイント

問題意識を持った話合いの実施

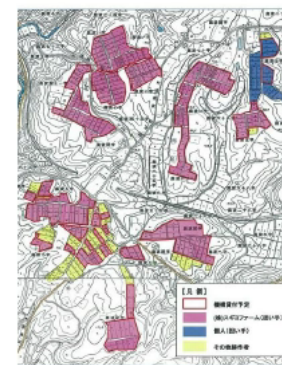
担い手不足や荒廃農地の発生が深刻化する中、プラン作成にあたり、地区の総意として、町に対し、地区外からの担い手確保を要望した。

参入企業と地元農業者が連携し、具体的なビジョンを明確化

水産加工業から農業参入した(株)スギヨファームは、地域の将来ビジョンについて地元の農業者と**綿密な協議**を重ねた。県はその内容を踏まえ、**持続的な営農(野菜)にとって必要な水田の畑地化・大区画化や配水施設を整備**。また、整備後の農地集積を見据え、農地中間管理機構を通じて(株)スギヨファームにできるだけ**まとまった形で貸付け**が行われた。

将来を見据えた農地の集積・集約化

(株)スギヨファームは、農産物加工や農家レストランにも取り組むなど経営は安定的であり、現在、県内3地区で営農している。また、本地区では、地元農業者との協議内容に基づき、**将来、地区内の農家が営農困難になった場合には、(株)スギヨファームが農地を引き受ける仕組み**となっており、**平成35年度の担い手への集積率目標を82%**に設定している。



地区の5年後の
 イメージマップ

㊤㊨集落営農組織が農地を活用する場合の参考事例

「栗」の栽培拡大を図り、耕作放棄地の解消、農地の集約化を実現

(長野県飯島町 田切・月誉平地区)
いいじままち たぎり つきよだいら

法人化
 機構
 の活用

地域の概要

約290haの旧村をエリアとしてプランを策定し、地区内全農家(267戸)が参加する営農組合が存在。特に戦後の開拓地であった月誉平地区(4.2ha)では、耕作条件の悪さ(小区画等の圃場・水利不足)や担い手の不足から耕作放棄地が増加していた。中間農業地域。

取組の成果

- 耕作放棄地であった月誉平地区を田切地区から分離し、「(一社)月誉平栗の里」に、ほぼ全ての農地を集積し、栗栽培団地として再生
- 担い手への集積率:[取組前]田切・月誉平地区0%(0ha)
 [取組後]田切地区59.7%(172ha)、月誉平地区95.2%(4.0ha)

長野県飯島町 田切・月誉平

<人・農地プラン基礎データ>
 作成予定地域数:6
 作成済地域数:6
 27年度見直し地域数:5
 新規作成地域数:1



取組のポイント

栽培品目の一本化を図ることで、効率的な農地集積につながった

耕作放棄地の増加等地域の課題を解決すべく、地区営農組合や法人が中心となり地域で話し合いを重ね、栽培品目の一本化や一体的な獣害対策を推進し、町の振興作物である「栗」の栽培拡大を図るため、月誉平地区として分離したプランを作成し、「(一社)月誉平栗の里」に集積した。

集落営農の法人化による安定的な経営体制の確保

母体である田切地区は、貸付希望の農地は大規模な担い手と特定農業法人である「(株)田切農産」に集積を進め、その他の農地は地域全体の農業者で構成する集落営農組織を法人化((一社)田切の里営農組合)し、集積を進めた。

農地中間管理機構の活用

月誉平地区では振興作物である栗園の農地の集積率が高率となったことから、農地中間管理機構を活用した地域集積協力金を共同機械の導入費用等に充てることが可能となり、担い手の負担軽減を実現した。

[田切地区全体の農地利用図]



[団地栽培される栗]



①②地域内外の担い手以外が農地を活用する場合の参考事例

① 半農半X、農ある暮らし実践者、市民農園等の活用及び非農家等の農業関係人口等による農地の維持

①家庭菜園スタイルの農地利用

取組の概要

農ある暮らし希望者が農地を借りて、家庭菜園を始める。

取り組むべき地域の特徴

- 農地を引き受ける中核的経営体が不在
- 農地の区画が比較的小さい
- 農地を持たない非農家の世帯が多い
- 移住者の住宅が増えている
- 賃貸住宅などがあり流入人口がある

取組の視点・ポイント

- 令和5年4月1日から農地法で規定されている農地取得の「下限面積要件」が廃止され、小さな面積でも農地の利用権設定が可能
- 新型コロナ禍での田園回帰の社会的潮流があり、ニーズ拡大の可能性。「地域計画」の検討の中、受入れ地区を選定するチャンス

②市民農園としての利用

取組の概要

市民農園やクラインガルテン（滞在型市民農園）を開設して安定した農地利用の仕組みを構築する。

取り組むべき地域の特徴

- 農地を引き受ける中核的経営体が不在
- 農地を持たない非農家の世帯が多い
- 移住者の住宅が多い（増えている）
- 交通アクセスが良いなど、二地域居住者を含めた交流人口の増加が期待される地域

取組の視点・ポイント

<市民農園>

- 農地所有者が農業委員会等への手続きで開設が可能（農園管理者：農地所有者）
- 利用者は、50㎡～100㎡程度の規模で家庭菜園を堪能
- 毎年契約の形態が多いため、年ごとの生活状況に応じて、農園利用を柔軟に選択可能
- 農地所有者が開設する場合等は、「信州農ある暮らし農園」として、長野県農ある暮らし相談センターが手続きを支援
- 別荘所有者にも門戸を開放する地域も有り

<クラインガルテン（滞在型市民農園）>

- 週末を中心に都会の喧騒を離れ、信州の自然に囲まれて作物を育てる時間を満喫したい者の受け入れ
- 将来、移住にもつながる可能性
- 農業を通じたつながり人口（関係人口）の増加
- ただし、施設管理など地元体制の構築は不可避

茅野市において、R4年5月に開設された「信州農ある暮らし農園（市民農園）」



② 中山間地域等直接支払制度等による農地の維持

協定統合と組合設立で地域農業の合理化を推進

【長野県飯田市 上久堅集落協定】

【工夫のポイント】

○ 第2期に協定組織 統合し、第3期には一般社団法人上久堅農事組合を設立して、地域農業の合理化を推進。

【取組地域の概要】

○ 位置



○ 地域の概要

飯田市中心市街地の東、伊那山脈山麓西斜面に位置する典型的な中山間地域。

○ 主要作物

柿(干し柿)、りんご、水稻

【令和元年度実績】

- ・ 面積：34.5ha (田、畑)
- ・ 交付金額：557万円 (個人配分75%、共同取組活動25%)
- ・ 協定参加者：農業者124人

協定開始：平成12年度

現状と課題

担い手不足や生産効率向上の課題

- 農地の多くが作業効率が低い傾斜地や不整形地のため、人の手が入らなくなると急速に荒廃化。有害鳥獣被害も多く、農地の維持管理の意欲が低下する悪循環が発生したため、H12年度から制度への取組を開始。
- 高齢化の進行により集落の共同取組活動への参加者が減少。将来的に農地の維持管理が困難となることを危惧し、H17年度から21集落を一つに統合し地域全体を活動範囲とした広域協定を締結。
- H25年度、一般社団法人上久堅農事組合を設立し、さらなる農作業の共同化・合理化を目指す。



傾斜地の水田



柿の選定作業



地域会議風景

中山間直接支払の取組内容

農作業の労働軽減策の検討と特産品開発の取組み

- 農作業の労力軽減に向けた取組みとして、本制度を活用し共同利用機械(コンバイン、乾燥機、糶摺り機、大豆選別機等)を購入。水稻の共同育苗に取り組み、約5,000箱の注文を受けるまでになった。協定内の耕作困難な農地については、農作業受託を実施。地域内で所有する農機具の実態把握を行い、その有効活用のためのルールづくりを目指す。
- 農産加工施設を整備し、女性の視点で加工と特産品開発の取組みを推進(食工房「十三(とさ)の里」)。農業振興会議(地域の農業組織)とともに、そば、こんにやく、味噌、豆腐などの地元農産物を活用した加工品づくりに取り組む。
- また、福祉活動として、地域内の独居老人宅への配食弁当サービスを実施し、宅配と同時に、見守り活動を兼ねている。現在は、独居老人宅だけでなく、地域全体に拡大。
- 有害鳥獣防護柵の設置及び維持管理。猟友会の協力も得て、駆除も推進。
- 超急傾斜農地保全加算を活用した取組みとして、柿、りんご、水稻の生育情報や、JA直売所での上久堅特産野菜の「小野子人参」や「小野子のごぼう」の販売情報をホームページ上でPRした。



市田柿の直売所での販売

⑧ 耕作者なしの参考事例

① 蜜源利用の例

【相川地区】耕作放棄地のお花畑化プロジェクト【山梨県甲府市】

1. 経緯

- 近年、ミツバチの不調は、農薬やダニ、病気などにより引き起こされると推測される一方、多くの研究者は、開発による多様な植物が連続的に開花する土地の減少、つまりミツバチの体力を支える餌資源の不足を指摘。
- そのため、農地周辺に花畑を整備することにより、ミツバチの餌資源（蜜源・花粉源）を創成し、その生育及び生産の促進が必要であることから、玉川大学ミツバチ科学研究センター、養蜂家、雪印種苗（株）、シンジェンタジャパン（株）等で構成される「耕作放棄地のお花畑化」プロジェクト推進協議会を設立し、日本の農業における課題となっている耕作放棄地をお花畑化することで、養蜂及び農業の活性化を目指して事業を展開。

〈耕作放棄地解消前の状態（平成27年度取組）〉

2. 事業概要

取組主体	「耕作放棄地のお花畑化」プロジェクト推進協議会	地区名	甲府市相川地区
再生面積	約2.4ha（令和元年度実績）	取組年次	平成27年度～
作付作物	クローバー、ハゼリソウ、ヒマワリ	販路	大学、イベント等（蜂蜜）、県内の園芸農家（花粉交配用ミツバチ）

3. 取組内容及び効果

甲府市農地銀行システムによる農地の貸借や所有者移転等の調整を活用し、耕作放棄地の解消・発生防止に取り組むとともに、ミツバチの餌資源となる蜜源を整備。

- **資源の創成**
農地周辺の耕作放棄地に「お花畑」を作ることにより、ミツバチ及び野生ハナバチ類の餌資源（蜜源・花粉源）となる蜜源を整備し、蜂蜜の生産と共に生物多様性の促進と生態系の保全に貢献。
- **耕作放棄地の再生**
原野化を防ぎ、農地としての質を維持し、同時に景観美化に貢献。
- **農業への貢献**
蜜源植物の生育拡大により、交配用のミツバチの生産・出荷を促進し、野生ハナバチ類による生態系サービスの増強も合わせて地域の農業生産に貢献。
- **農薬被害の回避**
ミツバチや野生のハナバチ類をお花畑に誘因することにより、また良質の栄養資源となることで、農薬によるミツバチ等の被害の軽減に貢献。

農地の林地化（植林）に関する手続き

手続き

荒廃農地やそのおそれのある農地を林地化（植林）する場合の手続きと支援策について、

- 植林後、施肥、病害虫防除、下草刈り、枝打ち等の肥培管理を全期間にわたり継続して適切に行うのであれば農地として管理することができます。
- 肥培管理を行わない場合には、農地から林地への転用の手続きが必要となります。
- 農地の林地化（植林）に関して支援を受ける場合は、まずは地域で話し合い、集落等を単位とした協定の作成（①の場合）、最適土地利用計画及び整備計画の策定（②の場合）等を行う必要があります。

農地の状況	肥培管理	樹種の例	転用手続き
荒廃農地 (荒廃化のおそれのある農地を含む)	肥培管理をする	ウルシ（生漆） ミツマタ（和紙） ハコヤナギ（バイオマス燃料） 等	なし
	肥培管理をしない	スギ（用材） センダン（用材） クヌギ（木炭） 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農振農用地区域除外手続き ・ 農地の転用手続き

**Point****「地域計画」の策定のベースとなる事項を整理**

市町村単位での方針や「人・農地プラン」をベースとして、地域計画の策定区域を決定するとともに、協議進めていく上での課題を整理しましょう。

また、これまでの人・農地プラン以外の地域の取決め等についても、内容を共有しましょう。

【主催】

市町村

【参集範囲】

農業委員会、JA、土地改良区等、農業開発公社事業所、県現地機関（県現地支援チーム）、地域の代表的な担い手やリーダー 等

【実施手法】

- 1 まず、地域計画の策定区域の概略を決定します。
これまで、人・農地プランの話し合いを進めてきた区域などを参考にしてください。
- 2 地域の代表的な担い手やリーダーたちとともに、地域が目指す農業の方向性を整理します。複数の担い手だけで地域の農業を守っていけるのか、地域外からも担い手の応援を頼むのか、畦畔や水路の維持には多面的機能支払いや中山間地域等直接支払制度の活用を視野に入れるのか、課題を抽出していきましょう。
- 3 関係機関の役割を再度共有するとともに、「地域計画」の区域ごとに、協議の単位、課題の整理、策定までの工程の検討を行います。
担い手のいない地域については、イメージの醸成フローを用い、どのような選択の可能性があるか、方向を決定しておきましょう。



Step 4



工程表の作成



「いつまでに何を行うか」を明確にし、関係機関で共有
 「地域計画」が計画的に策定できるよう「いつまでに何を行うか」を作成します。

また、国への工程表の提出期限が令和5年2月末と8月末とに定められていることから、期限までに作成していきます。

【作成者】

市町村

【実施手法】

「Step 3 市町村と関係機関による協議」で打合せた内容に基づき、市町村で工程表を作成していきます。

また、この工程表は、予定と実績に分け、県関係機関、県現地関係機関、市町村と関係機関で情報共有していく必要があります。

地域計画の策定に向けた工程表 作成例

地域名	地域内 農業集 落名	取組項目	令和4年度		令和5年度			令和6年度				
			11月 ～12月	1月 ～3月	4月 ～6月	7月 ～9月	10月 ～12月	1月 ～3月	4月 ～6月	7月 ～9月	10月 ～12月	1月 ～3月
A地区	C,D,E	① 協議の場の設置に係る調整										
		② 出し手・受け手の意向把握										
		③ 協議の実施、取りまとめ										
		④ 目標地図の素案作成										
		⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定										
B地区	F,G,H, I,J,K, J,K,L, M,N,N,	① 協議の場の設置に係る調整										
		② 出し手・受け手の意向把握										
		③ 協議の実施、取りまとめ										
		④ 目標地図の素案作成										
		⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定										

農業センサスの集落名

計画	
実績	



全農地所有者、耕作者の将来の意向確認

将来の農地利用を正確に予測するため、全ほ場の農地所有者又は耕作者のおおむね 10 年後の農地利用に関する調査を行うことが必要です。農業委員会を中心に市町村や J A 等で意向確認を進めましょう。

農地の出し手と受け手の意向確認を進めるにあたり、既に農地利用の現況や意向等が把握できている場合は、改めてアンケートを実施せず、当該情報を活用しても構いません。

【主催】

農業委員会

【参集範囲】

市町村、J A、土地改良区等、農業開発公社事業所、県現地機関 等

【実施手法】

農地の出し手と受け手の意向を把握するため、農業委員会の持つ情報を確認し、必要に応じてアンケート調査を行います。調査方法は、対象者の実情や意向をより正確に把握できる戸別調査を基本とします。

また、関係機関を通じたアンケート用紙の配布・回収や追加の聞き取り等によって回収率を上げ、精度を上げていきます。農業委員会の戸別訪問による確認は、対象者から担当する農業委員・農地利用最適化推進委員が認知され、意向調査後の円滑な委員活動につながります。

調査対象者が多い場合も、効率的な調査方法として、第一段階を郵送で行い、未回答者に対して戸別訪問で聞き取り・回収する方法も考えられます。

また、郵送に代わる方法として、J A や土地改良区等を介して配布・回収する方法も考えられますので、その場合は事前に関係者と調整を行う必要があります。

例) 市町村⇒過去のアンケート・新規就農者の動向・意向の情報提供

農業委員会⇒アンケート、タブレット等を使用した現地聞き取り、経営移譲の意向把握

J A⇒部会等を通じた意向の確認

○アンケート調査表の作成

アンケートでは、地域計画を策定する上での「必須項目」のほか、地域計画の検討に向けて必要となる「任意項目」を追加し、調査表を作成します。

【既に農地利用の現況や意向等が把握できている場合の例】

- ・ 3年以内の基盤整備事業の完了地区や実施中の地区又は実施予定地区で貸借の意向が既に把握できている場合
- ・ 過去2～3年以内に、意向が把握できている場合

アンケート内容（案）

●必須項目/任意項目

意向調査項目			必須/ 任意
I. 農家/法人としての意向			
1	今後の経営の意向	① 拡大 ② 現状維持 ③ 規模縮小（離農も含む） ④ 経営移譲（移譲先が決まっている） ⑤ その他	必須
①	【1で①規模拡大、③規模縮小（離農も含む）、④経営移譲（移譲先が決まっている）を選択した場合】 選択された意向の実施時期	① 1年以内 ② 1年超3年以内 ③ 3年超5年以内 ④ 5年超10年以内	必須
②	【1で①規模拡大、③規模縮小（離農も含む）を選択した場合】 規模拡大（規模縮小）したい面積	・田：XX ha ・畑：“合計値” ha（計算項目、入力不可） 露地野菜・花き：XX ha 施設野菜・花き：XX ha 樹園地：XX ha その他：XX ha ・有機栽培等：XX ha ・その他（採草放牧地）：XX ha	必須
③	【1で①規模拡大、③規模縮小（離農も含む）を選択した場合】 農地希望エリア	<input type="checkbox"/> 市町村内 <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	必須
③-A	市町村内	①居住地周辺 ②耕作する農地周辺	任意

	③-B	何km以内	X Km 以内	任意
④	【1で①規模拡大を選択した場合】 耕作地拡大方法		<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 使用貸借 <input type="checkbox"/> 経営の受託 <input type="checkbox"/> 農作業の受託	必須
	③-A	【④で「売買」又は「賃貸借」を選択した場合】 耕作地拡大方法	希望売買価格 XXX 円/10a 希望賃貸借価格 XXX 円/10a	任意
⑤	【1で③規模縮小（離農も含む）を選択した場合】 規模縮小（離農）方法		<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 使用貸借 <input type="checkbox"/> 経営の委託 <input type="checkbox"/> 農作業の委託（集落営農組織への委託も含む）	任意
	⑤-A	【⑤で「売買」又は「賃貸借」を選択した場合】 規模縮小（離農）方法	希望売買価格(円/10a) XXXXXX 希望賃貸借価格(円/10a) XXXXXX 物納を希望する XXXXXX	任意
⑥	【1で①規模拡大、③規模縮小（離農も含む）を選択した場合】 希望する貸付又は借受期間		① 5年未満 ② 5年超 10年未満 ③ 10年超 20年未満 ④ 20年以上	任意
2	後継者（連絡先）の情報			
	①	後継者の有無	① 有り・世帯員 ② 有り・世帯外 ③ 無し	必須
	②	氏名、住所、生年月日、所有者との関係、電話番号、メールアドレス		任意
II-1. 農地毎の意向				
1	【地図からも選択】 規模拡大等の中心となる農地		集約化	任意

II-2. 農地毎の意向			
1	所有農地の一覧から複数選択にて		
①	農地毎の意向	複数選択にするか否かは継続検討 ①自ら耕作 ②売却したい ③貸し出したい ④農地経営を委託したい ⑤農作業を委託したい ⑥農地の交換をしたい	任意
①-A	農地毎の意向 希望売渡価格	希望売渡価格(円/10a) XXXXXX	任意
①-B	農地毎の意向 貸出形態	①賃貸借 ②使用貸借	任意
①-C	農地毎の意向 希望賃料	希望賃料(円/10a) XXXXXX 物納を希望する XXXXXX	任意
②	委託希望作業	①全部 ②一部	任意
②-A	一部作業 内容	<input type="checkbox"/> 耕起・代掻き(田) <input type="checkbox"/> 田植え <input type="checkbox"/> 収穫・調製 <input type="checkbox"/> 耕起・ 整地(畑) <input type="checkbox"/> 播種・定植 <input type="checkbox"/> 除草 <input type="checkbox"/> 防除 <input type="checkbox"/> 整枝・剪定 <input type="checkbox"/> 授粉・摘果 <input type="checkbox"/> 育苗 <input type="checkbox"/> 管理(肥培管理含む) <input type="checkbox"/> その他	任意
②-B	その他 詳細	XXXXXXXXXX	任意
③	貸付等期間	①5年未満 ②5年超10年未満 ③10年超20年未満 ④20年以上	任意
2	農業用施設		任意
2-A	農業用施設 施設有り	<input type="checkbox"/> ビニールハウス(室内の土地を直接使用して耕作するものは含まない) <input type="checkbox"/> ガラス室(室内の土地を直接使用して耕作するものは含まない) <input type="checkbox"/> その他	任意
2-B	その他 詳細	XXXXXXXXXX	任意
3	農地状況(園芸樹木)		任意
		①園芸樹木有り:伐採可 ②園芸樹木有り:伐採不可 ③園芸樹木無し:植樹可 ④園芸樹木無し:植樹不可	

4	農地状況（その他）	<input type="checkbox"/> 排水悪い <input type="checkbox"/> 日照不足 <input type="checkbox"/> 接道あり	任意
5	基盤整備状況	①済 ②未済・計画無し ③未済・計画有り	任意
Ⅲ. その他確認項目			
1	農地バンクの利用	①可 ②不可	必須
2	農地の交換・移動	①可 ②不可	必須
3	新規就農者・企業参入への貸付可否	①可 ②不可	必須
4	農作業委託の利用有無	①農作業委託を利用していない（集落営農組織への委託も含む） ②農作業委託を利用している	必須
4-A	農作業委託者名	XXXXXXXXXXXX	任意
5	意向情報の外部公開の可否	①県内まで可 ②県外まで可	必須

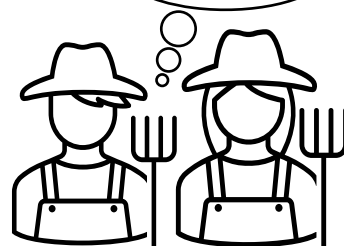
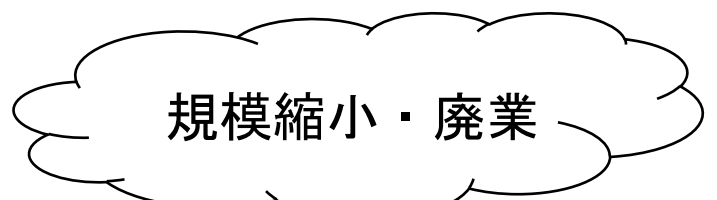
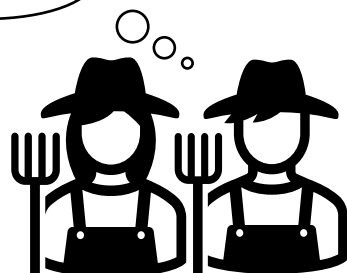
必須：全国共通で設定した意向把握項目、調査完了までに全項目を入力してもらう想定。

一度で全項目を入れる必要は無く、スキップ機能や一時終了機能を使って何回かに分けて入力することも可能。

任意：回答することが任意（質問自体は表示される。スキップして完了が可能）。

○アンケート調査結果の集計・データ化

アンケート調査結果を集計し、地図データとして利用します。また、地図に落とし込まない意向等の情報については、話し合いの場に提供できるよう集計・取りまとめを行い、関係機関で情報共有しましょう。



Step 6



目標地図素案の作成



意向確認をもとにした農地のマッチング

意向確認を通じて、農業委員会が受け手と貸し手のできる限りのマッチング活動を行いましょ。

将来農業を担う者を示すことができない農用地については、「今後検討」として構いません。

【作成者】

農業委員会

【実施手法】

意向確認で得られた情報により、農業委員会はできる限りのマッチングをしましょ。そのうえで、関係機関等で収集した農地の出し手と受け手の意向確認を踏まえて、素案を作成します。

市町村と関係機関は、農業者の利用意向等に関する情報を農業委員会に提供するなど、必要な協力を行います。

農業委員会が作成する最初の目標地図素案の記載イメージ（10年後）



農業委員会は、e-MAFF 地図等、地図作成に活用するシステムを決定し、市町村と協力し、意向確認で得られた情報をシステムに取り込み、色分けした地図を作成します。

- 例)
- ・具体的な現況イメージを比較するため、航空写真を利用する
 - ・複数集落間での出入作の現状把握のために、中心経営体別に色分けしたい
 - ・非農地や遊休農地の場所を色塗りして把握したい



地域を細分化し方針案を決定

地域農業の将来の在り方を検討します。
 営農状況・意向調査の結果などを踏まえ、将来の農地利用や地域農業の在り方を真剣に議論します。

特に、中心経営体だけでは農地を引き受けられない場合、新たな担い手の確保などについて協議します。

【主催】

市町村

【参集範囲】

農業委員会、J A、土地改良区等、農業開発公社事業所、県現地機関、農業を担う多様な人・組織

【実施手法】

市町村は、地域の現状と課題を整理し、地域の農業者が主体となって、将来の地域農業をどのようにしていくかを協議していけるように、十分に協議の段取りを準備する必要があります。

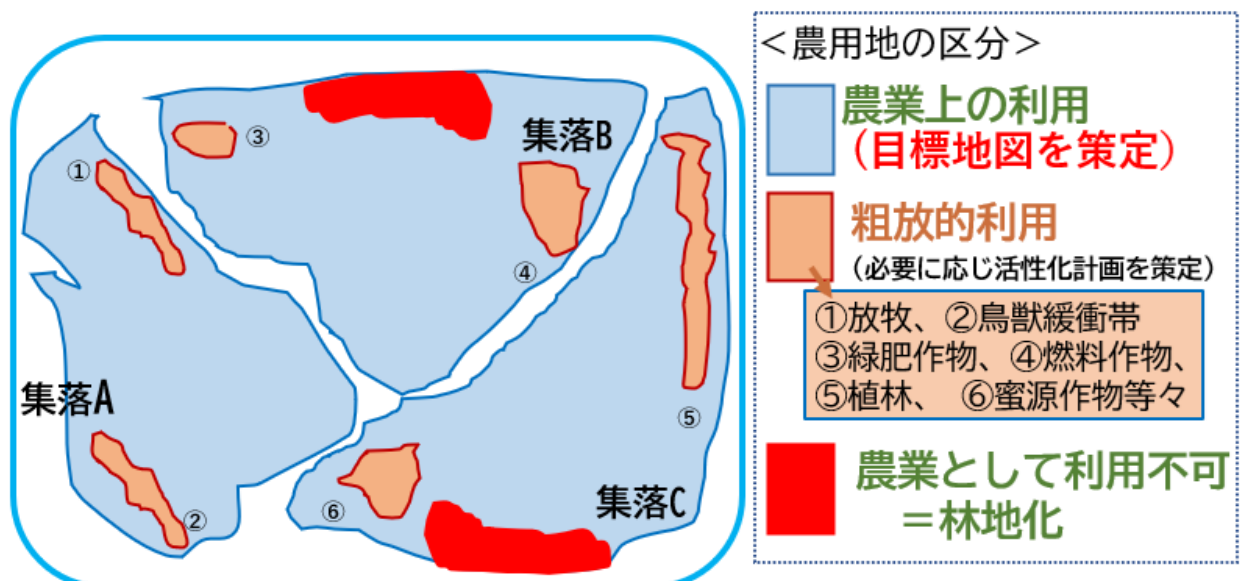
また、イメージ醸成フローを使って方向性の協議を進めることもできますし、ワークショップも有効です。地域農業の在り方、農用地として利用する範囲、利用を図るために必要な事項（例えば、基盤整備事業、担い手の確保等）について、協議していきましょう。

協議の場は、標準3回を想定しています。

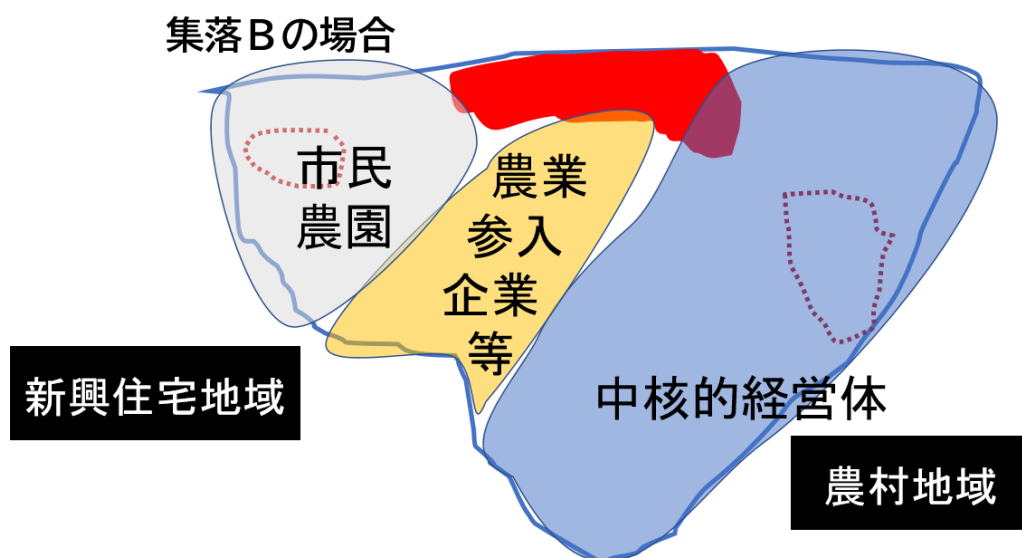
- 1回目：地域の現状やこれまでの人・農地プランの詳細の説明や農地利用の明確化
- 2回目：地域農業の方針のワークショップ
- 3回目：地域計画の取りまとめ

【農用地として利用する範囲のイメージ】

どの農地をどのように利用していくのか明確化！



今後は農業地域を利用者形態により区分することも必要



○協議の段取

1 協議の場の設定

地域の農業者など多く集まる様々な会合等で、地域計画の検討テーマを具体的にすることによって、より多くの農業者に関心を持ってもらい、地域計画の策定に向けた協議の機運を高めていきましょう。

多くの農業者が集まる会合（例）

- ・ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の話し合い
- ・ J Aの営農懇談会
- ・ 農家組合の総会
- ・ 市町村の集落座談会や事業説明会

2 協議の場への参加者のリストアップ

○想定される対象者

- ・ 農地の所有者や耕作者
- ・ 農地の借受け希望者
- ・ 将来の担い手となる農業者
- ・ 新規就農者など

○対象者への周知方法

- ・ 郵送による案内
- ・ 農家組合等のネットワークの活用（回覧板等）
- ・ 農業委員・推進委員による声掛け など

- ・ アンケート調査や意見聴取など行う際に、農業委員・推進委員が地域の農業者などに対して予め協議への参加を呼びかけましょう。
- ・ 地域のリーダー（農業委員、農地最適化推進委員、農家組合長など）に協議の対象者を事前にリストアップしてもらい、直接参加を呼び掛けることも効果的です。
- ・ 参加者が多すぎると、議論がまとまらない場合があります。その場合は、中心経営体等に限定した場を設けることも検討してみましょう。

3 事前準備

○協議の論点整理（Step 3 で実施も可）

市町村は、市町村と関係機関や県現地機関と一緒に、アンケート結果等を基に、地域の課題や方向性など協議の論点を整理しましょう。

（例）10年後の将来の農地利用や地域農業の状況と課題及びその解決方策

また、協議の参加者に事前説明する機会を設け、将来の農地利用や地域農業の在り方について予め考えてもらうことで、当日の協議を活発に進めましょう。

○協議手法の決定

参加者がアイデアを出し合い、合意形成を図る「ワークショップ形式」、特に、会議ファシリテーター普及協会と全国農業会議所で協議して作成した「MFAメソッド」が適しています。

地域住民だけで協議が成立しない場合は、専門家の支援を受けて協議を行うという手段もあります。ただし、地域の問題は地域で解決することが原則であるため、あくまで足掛かりとして活用しましょう。

また、イメージ醸成フロー（例）を使用して、将来の受け手等のイメージを作ってから、協議を進めていくことで、方向性が定まりやすくなります。

地域の中に認定農業者等の中心経営体が十分に存在している場合等には、代表する担い手への対話だけでも構いません。

4 協議の役割分担

地域の事情にあわせて適切な進行役を選出してください。進行役がない場合には、市町村担当者が行ってください。

議題等に合わせて、関係機関がコーディネーター役として、それぞれの分野での助言をお願いします。

なお、専門性が必要な場合には、学識経験者や県内外の先進事例のリーダー等の専門家を招集することも必要です。

○協議の進め方

「地域計画」の策定に係る効果的な話し合いのポイント

1 会場レイアウト

- ① グループ単位の席配置とする。（各グループ5～6人程度）
- ② 主催者も、グループに入ること。主催者席、演台を設置しない。
- ③ 万国旗、テーブルクロス、造花、音楽を流す等により、会場を明るい雰囲気にする。
- ④ 資料等は、受付で配布すること。
- ⑤ 会場内に、準備品等はできるだけ置かなく、整然とさせること。

2 話し合い

- ① 主催者は、できるだけ普段着で参加。（最低、ネクタイは外すこと）
- ② 開始時間の15分前集合とすること。
- ③ 開場、閉会の際、音楽を流すこと。

- ④ できるだけ、首長があいさつすること。
あいさつは、市町村内の現状を述べ、国の動向などは、補足程度にする。
- ⑤ 話合いの時間は、守ること。
- ⑥ 全員に役を設けること。(司会者、書記は必要ない)
- ⑦ 事務局は盛り上げ役に徹すること。拍手は大きめに。
- ⑧ 話合いルール宣誓は、口うるさい方をお願いすること。
あまり口うるさい場合は、イエローカード、レッドカードで注意する。

3 その他留意ポイント

- ① 出席者は事前に取りまとめること。
関係者は、出席させるよう促すこと。
- ② 2回目以降の話し合いで、1回目の欠席者が現れた場合は、「忙しいでしょうから、無理して出席はよろしい」と一回は断る。
- ③ 座談会の手法の使い分け：「ファシリテーション」と「プレゼンテーション」
 - ・ファシリテーション：参加者の納得感を高める手法。話し合う余地のある主題で使う。
 - ・プレゼンテーション：参加者を納得させる手法。既に決定し内容が変更できない主題で使う。

4 使用する資材

品目	細目	個数	単位
テーブルクロス	175x130cm程度 彩色	10	枚
万国旗	25m 旗 15x10cm程度	2	セット
ローズリング	10x10cm程度	10	個
大型タイマークロック		1	個
カラーイベント名札	名刺 白 50枚	1	袋
マルチカード	名刺 白 10面	10	枚
サインペン水性8色セット		10	セット
サインペン水性黒		10	箱
方眼模造紙	プルタイプ 白 50枚入	1	箱
付箋紙 イエロー 75x100	再生紙 100枚パッド	1	パッド
付箋紙 ピンク 75x100	再生紙 100枚パッド	1	パッド
カラーラベル 赤●20mm		1	パック
強力マグネット	直径 25 mm 10個入り白	4	箱

この他、ホワイトボード、CDラジカセ、コピー用紙、班表示、赤黄カード、進行表等必要

5 効果的な話し合いの流れ等

- 地域座談会での説明内容例（プレゼンテーション部分）
 - ① 市町村全体の農業の概要
農地・農業の状況、年齢別農業就業人口の推移、認定農業者の年齢分布、農産物の産出額、担い手への農地集積・集約状況
 - ② その地域の農業の状況（アンケート結果の報告を含めて）
農地面積・担い手の数・中間管理機構の活用状況、担い手への農地集積率、後継者の状況（図面で）、土地改良や基盤整備等の状況

- 地域座談会での話合いの手法（ファシリテーション部分）
- 服装：主催者側はネクタイ、背広は無し。
- 座談会までの仕込み
 - ・ 話合いのテーマは、市町村関係者で練っておく。
 - ・ 出席者報告は必須。名簿を作成。座談会の2日前に再度出席依頼する。
 - ・ 行政、農業委員会、J A、土地改良区等関係機関職員、担い手、地権者をバランスよく編成。
- 座談会の流れ
 - ① 会場準備（60分）：初回は事務局。2回目以降は参加者全員で。
 - ・ ひな壇を作らず、5人毎の班（島）。テーブルクロス、飾り物、音楽で雰囲気づくり。
 - ② 入場
 - ・ 入場したら名札作成。黒は使わず、カラーのみ。
 - ③ 開会
 - ・ 島からマイクへ行き、あいさつ。
 - ・ 「国が法改正して・・・」スタートのあいさつは不可。「地域に耕作放棄地が増えてきた。農地の維持を地域の皆で考える時期」という地域の目線でスタート。「それに伴って、国でも法改正があり、」という流れ。
 - ④ 行政関係者からの情報提供
 - ・ 初回であれば、市町村全体の農業の概要や地域の農業状況（アンケート結果報告含む）等
 - ⑤ 座談会宣誓（5分）
 - ・ 宣誓の先導者は、自分ばかり話す人を事前に把握しておき、指名。
 - ・ 宣誓を破ったら、イエローカード、レッドカードが出ると脅しておく。
 - ・ 宣誓内容は次のとおり。
 - ★ 自分ばかり話しません。
 - ★ 頭から否定しません。
 - ★ 楽しい雰囲気を大切にします。
 - ★ 参加者は対等です。
 - ★ 皆が気持ちよく話せるように協力します。
 - ⑥ 話合いの場づくり（10分）
 - ・ 各自1分の持ち時間で自己紹介。
 - ・ 各班じゃんけんで番号決め。
 - ・ 各班、番号1の人がクイズ1枚を取りに行く。
 - ・ 県内市町村の面積等、クイズを5分間で、班毎に意見を出し合い解いてもらい、皆で話し合う場づくり。
 - ⑦ 各自アイデア出し（5分）
 - ・ 番号2の人が黄色フセンを各人5枚配布。
 - ・ 番号3の人がサインペン配布。
 - ・ 番号4の人がA3紙を配布。
 - ・ A3紙にフセン5枚を貼り、各人で5分間にアイデア1つをフセン1枚に書く。

- ⑧ アイデア貼り出し（10分程度）
- ・番号5の人が模造紙を取りに行き、横向きに広げる。
 - ・皆が見える位置に移動し、番号1の人が1枚のアイデアを読み上げ、模造紙に貼る。
 - ・「同じようなアイデアはありませんか」と他の人に確認する。本人が同じアイデアを思ふアイデアがあれば、読み上げてもらい、皆が同類のアイデアと判断すれば、並べて貼る。
 - ・番号1の人がひととおりに貼り終わったら、番号2の人から同じように貼っていく。
- ⑨ アイデアの付け足し（〇分程度）
- ・2人くらい書記を決めてピンクのフセンを配布。アイデア見て、さらに広げたアイデアを発言してもらい、ピンクのフセンに書いて貼る。
- ⑩ 班内でのまとめ（〇分程度）
- ・それぞれに集めたアイデアの塊を、班で話し合いながら貼り直してグループ化し、カラーペンで囲って、それぞれにタイトル付け。
- ⑪ 3点に絞って発表
- ・新しい模造紙を番号1の人が取りに行く。
 - ・タイトル付けしたグループの中から、各班の話し合いで3点に絞って新しい模造紙に記入。
 - ・タイトル（その詳細項目）という形で記載。持ち時間は3分。
 - ・グループ内で、発表者と模造紙2枚を持つ係を決める。発表者は複数可。絞らなくてもよい。
- 各班2分の持ち時間で、発表。
- ⑫ 投票
- ・各自赤丸シール3枚持ち、投票。
 - ・ルール：自分の班に入れない、複数票を一つの項目に入れない。
 - ・順位をつける。
- ⑬ アンケートの記入時間を取り、記載。回収。
- ⑭ 閉会
- 片付け：全員で。



Step 8



協議結果のとりまとめ・公表

【作業者】

市町村

【実施手法】

協議結果について、地域計画案の作成も視野に入れ、とりまとめを行い、公表します。

Step 9



地域計画案の作成



協議の結果を反映した計画案

公表した協議結果を目標地図に反映し、地域計画案を作成します。

地域の代表者や関係者は、今後、地域計画に基づき、地域計画の実行に取り組むこととなるので、作成内容はよく確認し支障のないようにしましょう。

【作成者】

市町村

【記載内容】（国のマニュアルを参考）

- ① 地域における農業の将来の在り方
- ② 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ③ 農業者及び区域内の関係者が②の目標を達成するためとるべき必要な措置
- ④ 地域内の農業を担う者一覧 ⑤ 農業支援サービス事業者一覧 ⑥ 目標地図

市町村が策定する最初の目標地図の記載イメージ（10年後）

山田太郎	山田太郎	集落営農	松本次郎	集落営農	集落営農
山田太郎	山田太郎	信濃豊作	新規就農者	長野花子	上田三郎
山田太郎	山田太郎	長野花子	長野耕作	新規就農者	長野花子
集落営農	上田三郎	長野耕作	山田太郎	長野花子	佐久四郎
上田三郎	信濃豊作	松本次郎	集落営農	長野耕作	長野花子
原耕作組合 （受託）	原耕作組合 （受託）	原耕作組合 （受託）	原耕作組合 （受託）	長野花子	佐久四郎

目標地図素案では、入られなかった農用地については、協議結果を踏まえて、将来の担い手想定者（イメージ醸成フローを参考）を記載すること。



関係者への理解促進

説明会を開催し、作成した地域計画の案について、情報共有するとともに、協議結果を踏まえているのかなど、関係者から意見を聴取します。

【実施者】

市町村

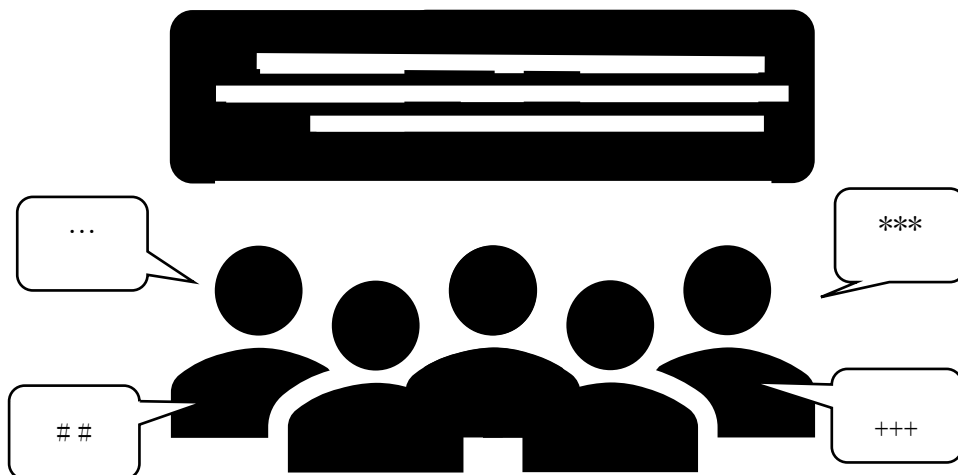
【意見聴取者・機関】

地域集落の農業者等、農業委員会、J A、土地改良区、農業開発公社事業所、県現地機関、その他必要な機関

【内容】

説明会を開催し、計画内容を理解していただくとともに、地域での協議の状況や担い手の意向が反映されているか等を確認します。

市町村は、説明会で出された助言を地域計画に反映してください。



Step11



地域計画案の公告・縦覧



利害関係者等からの意見集約

説明会での意見等を反映した地域計画案を公告します。
ホームページ等を利用して、2週間、公告・縦覧をします。

【実施者】

市町村

【公告の留意点】

- ・市町村は、公表する地域計画の内容に中心経営体の氏名等特定の個人が認識される情報を含めようとする場合には、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
- ・なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

Step12



地域計画の策定・公告



計画を広く周知

市町村は、計画案に対する意見を反映し、地域計画を策定します。
また、市町村の広報への掲載やホームページ等を通じて、地域計画を公告します。また関係機関に送付してください。

【実施者】

市町村

【公告の留意点】

- ・市町村は、公表する地域計画の内容に中心経営体の氏名等特定の個人が認識される情報を含めようとする場合には、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
- ・なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

【関係機関への計画書の送付】

- ・市町村は、公告した地域計画を県現地機関、市町村と関係機関、農業開発公社へ電子データ等で送付してください。



計画の達成に向け、関係機関が一体となり行動

市町村は、地域集落の農業者とともに、計画の達成に向け、協議を継続して行うとともに、各種事業、施策なども活用し、実行に向けた活動を展開していきます。

地域計画は、定期的に評価、改善し、見直していくことが必要です。

【実施者】

地域集落の農業者等、市町村

【支援機関】

農業委員会、J A、土地改良区、農業開発公社事業所、県現地機関、その他必要な機関

【活動の展開方法】

1 農業者、関係者の役割の確認

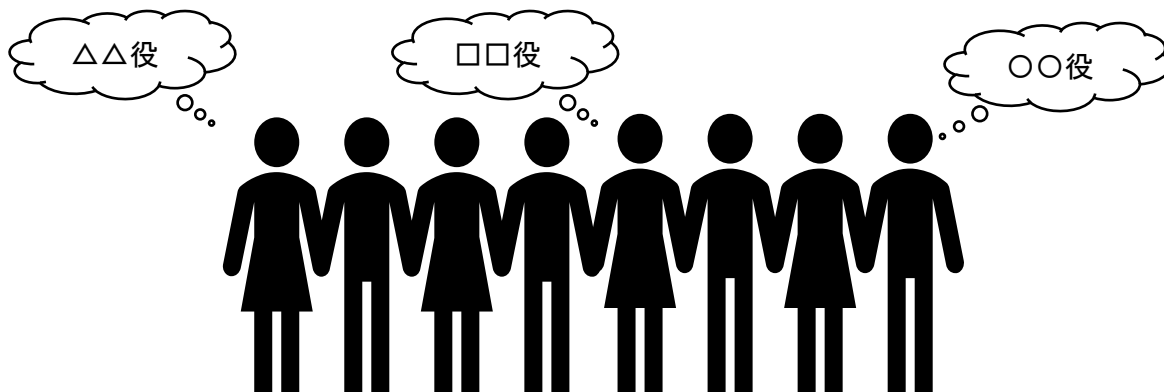
誰が、何に取り組むのかを明確にしましょう。

例 継続して協議する場合の主催者、進行役
担い手がない地域で実行するためのリーダー、サブリーダー
資料の収集役、作成役
市町村と関係機関との連絡役 等

関係機関はそれぞれの専門性を活かして活動が順調に進むように全力で支援しましょう。

2 計画の見直し

活動の効果をより高めるためには、活動の成果如何に係わらず見直し作業が重要です。随時、活動の見直しを行うとともに、関係機関からアドバイスをもらいましょう。見直した内容は、検討会を踏まえ、翌年度の地域計画に反映させ実行活動が継続していくようにしましょう。



1 農地中間管理事業の目的

農地中間管理機構が行う担い手への農地集積と集約化により、農地の利用の効率化及び高度化を促進し農業の生産性の向上を図る。

2 農地中間管理事業とは

- (1) 農地の出し手から農地を借り受け、担い手に貸し付ける。
- (2) 農地の貸し付けを行うまでの間、当該農地を管理する。
- (3) 必要に応じて、基盤整備などの条件整備を行う。

3 農地中間管理機構の指定

- (1) 国は、県が一つの法人に限り農地中間管理機構として指定することとしている。
- (2) 本県では、(公財)長野県農業開発公社を指定している。

4 事業の推進について

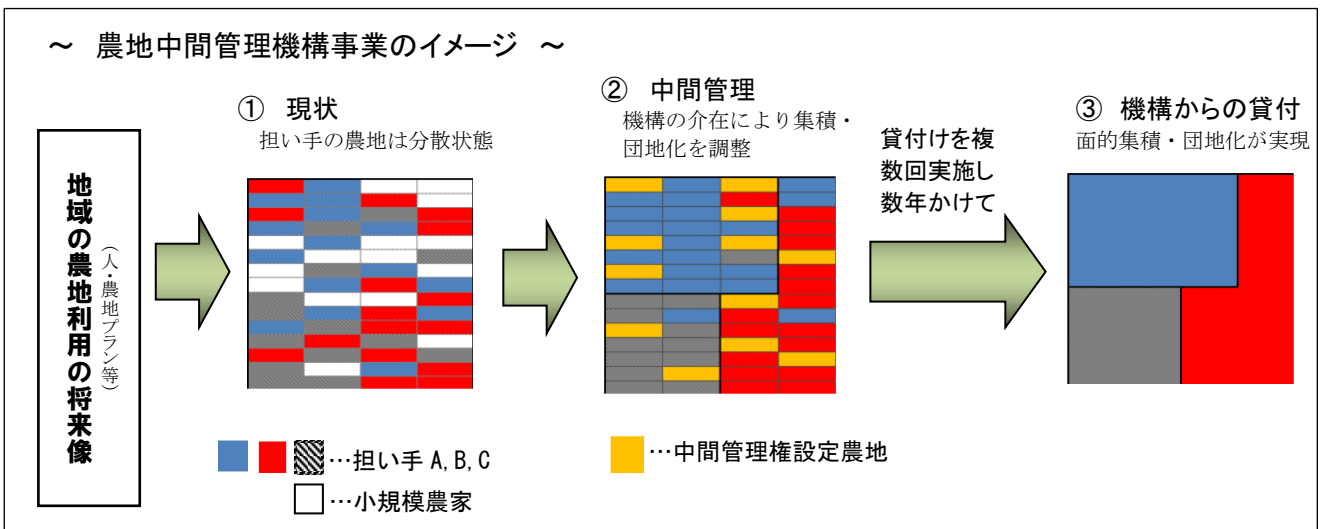
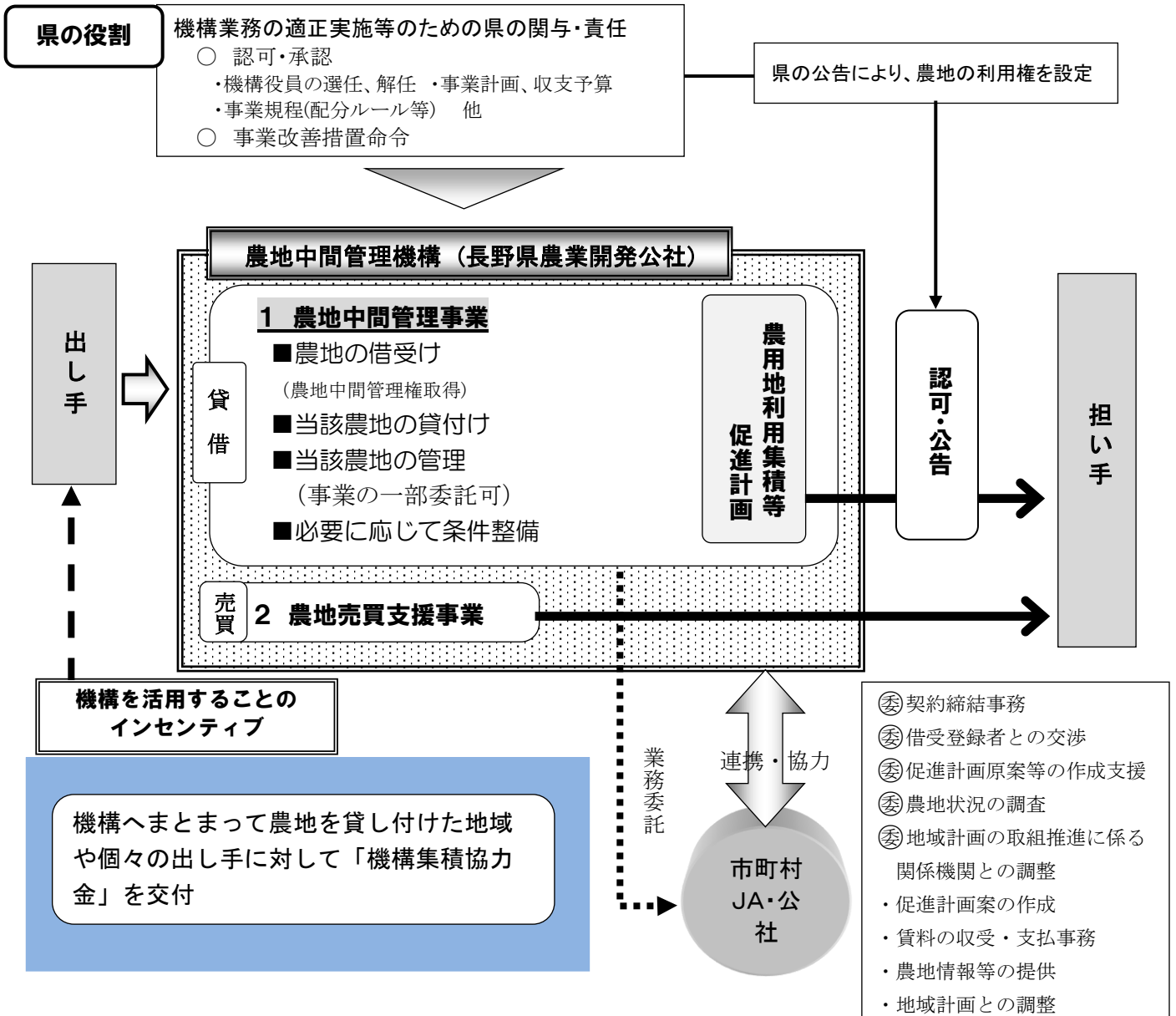
- (1) 農地中間管理機構事業を積極的に活用することにより、担い手への農地の集積・集約化や担い手の育成、農地の有効利用を推進。
- (2) 農地に関する機能、情報を有する市町村、農業委員会、JA等と連携・協力して、効果的・効率的に事業を推進。
- (3) 円滑な農地の利用調整を行うためには地域計画の取り組みが重要であり、話し合いを通じて、地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進。

5 事業実施体制

- (1) 農地利用の集積・集約化を進めるため、市町村、農業委員会、JA等の関係機関の連携・協力が必要不可欠。
- (2) 機構は、市町村、再生協議会、市町村公社及びJAへ業務の一部を委託し各関係機関が有するノウハウや機能を活かした実施体制をとっている。

農地中間管理事業・農地売買支援事業のフロー及びイメージ

(令和5年度は、地域計画策定地域に限る)



3つの大切な問い

①自分たちの地域をどうしていきたいか

思いがなければ、何も始まらない

②守りたい農地・保全したい農地はどこか

在りたい姿（目標）を具体的にすることが必要

③そのために何ができるか

自分たちに**何ができるか**を考えることが必要

地域計画を絵にかいた餅にしないために

① **知ってもらう**

② **共有してもらう**

③ **参加・協力してもらう**

そして、**継続していく**

地域計画についての情報はコチラ



農林水産省



長野県

農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

長野県 <https://www.pref.nagano.lg.jp/noson/chiikikeikaku/chiikikeikaku.html>

更新履歴

Ver. 1 令和4年12月12日

Ver. 1.1 令和5年3月30日